

ガソリン税等の道路特定財源に関する要望

石 油 連 盟
全国石油商業組合連合会

○道路特定財源であるガソリン税及び軽油引取税は、過去30年以上にわたり「道路整備」の名の下に「受益と負担」の原則に基づいて課せられてきた。したがって、道路以外の用途への財源の使用は、約束違反であり、石油業界として強く反対してきた。

○こうした我々の訴えにもかかわらず、道路特定財源を一般財源化することになれば、自動車が生活必需品となっている地方が、より重い税負担を強いられることになるなど、地方と都市の税負担の不公平を著しく拡大する。

○道路整備のための財源が余るのであれば、まずは道路特定財源（5.4兆円）の75%を占めるガソリン税や軽油引取税などの石油諸税（4.1兆円）を減税して国民・消費者に返すのが筋である。それでも「一般財源化」というのであれば、自動車ユーザーの理解を得ることが必要である。

○石油業界は精販が一体となって、平成21年度税制改正において、下記の実現を強く要望する。

1. 一般財源化するのであれば、ガソリン税等の税率を引き下げるべき

- ・道路特定財源の一般財源化は「受益者負担原則」に反するものであり、道路以外に使うのであれば、自動車ユーザー（納税者）の負担を軽減すべき。
- ・従って、ガソリン税及び軽油引取税の税率を引き下げるべき。

2. ガソリン税と消費税のTax on Tax は直ちに解消すべき

- ・ガソリン税を一般財源化すれば、一般財源である消費税との二重課税になる。
- ・従って、直ちに、不合理なガソリン税と消費税のTax on Tax（タックス・オン・タックス）は解消すべき。

3. 消費税引き上げを含む税制の抜本的見直しの際には、ガソリン税・軽油引取税等の税のあり方について廃止等の措置を講ずること。これを平成21年度税制大綱に盛り込むこと。

以上